

話し合っただけで捕まる！？ 共謀罪法の危険

2017年4月16日

谷 次郎(弁護士)

本日の内容

- 共謀罪とは？
- 基本的な問題点
 - 刑法体系との関係
 - 憲法上の問題(人権規定との抵触)
- 共謀罪法必要論とそれに対する反論
- 共謀罪法の行き着く果ては??
- まとめ

簡単な自己紹介

- 1972年生まれ
- 1991年の大学入学時より脱原発の活動に参画
- 北海道大学法科大学院修了後、司法試験合格
- 2012年弁護士登録
- 現在、大阪弁護士会の憲法問題特別委員会、公害対策環境保全委員会に所属

共謀罪とは

- 二人以上の者の間で一定の犯罪の実行を計画すること(≡陰謀)
- 現在、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正案として審議

6条の2第1項

「次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団……の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、または免除する。」

基本的な問題点－刑法体系との関係

- 刑法の機能とはどのようなものか？
→一般に、①法益保護機能、②人権保障機能、③規制的機能、があると説明される。
- 法益保護機能とは？
- 人権保障機能とは？
- 規制的機能とは？

基本的な問題点－刑法体系との関係

- 刑法上、処罰されるのは既遂（結果発生）に達したものであることが原則（法益保護と人権保障の調和）

既遂←未遂←予備←共謀（陰謀）

→結果発生から離れるほど、徐々に法益侵害の危険性は希薄化するので、処罰（規制）の必要性が減少する

→だから、未遂ですら処罰は例外

基本的な問題点－刑法体系との関係

- さしあたり刑法典(刑法という名前の法律)について

既遂 → 未遂 → 予備 → 陰謀
約200 約60 8(殺人等) 3(内乱等)

- ところが、審議中のいわゆる共謀罪法では、277の犯罪について共謀罪を認める。刑法典だけでも100近くが対象。未遂より多い

基本的な問題点－刑法体系との関係

- 共謀罪は、本来、きわめて例外的にしか処罰されないはずの共謀について、きわめて広範囲に処罰の対象にする。本末転倒
- 刑法の機能としての人権保障機能と抵触
→人権侵害につながる

憲法上の問題（人権規定との抵触）

- 内心の自由の侵害
- 思想・良心の自由の侵害
- 適正手続原則違反
- 罪刑法定主義違反
→明確性の原則と抵触するのではないか？

共謀罪法必要論とそれに対する反論

- パレルモ条約の批准？
- 「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」に限定？
- 濫用の危険は無い？

共謀罪法の行き着く果ては??

- →捜査の端緒としての捜査機関による「犯罪の認知」
- 監視社会
- スパイ、盗聴
→自首減免との関係

まとめ